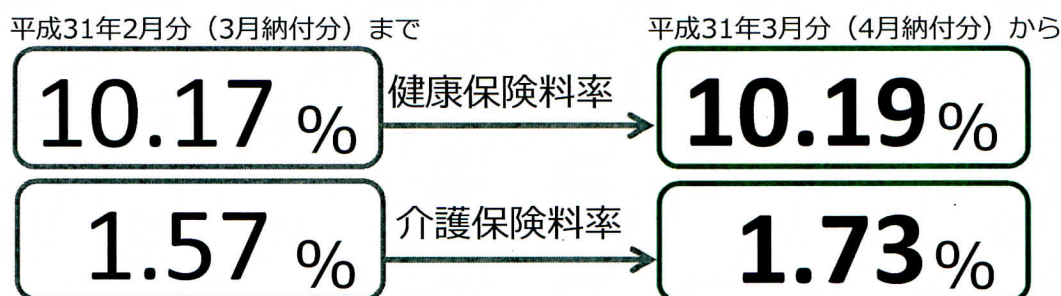


加入者・事業主の皆さまへ

平成31年3月分（4月納付分）から 大阪支部の保険料率に変更されます



40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）は、健康保険料率と介護保険料率をあわせた率となります。

皆さまのご理解をお願い申し上げます。

教えて

大阪支部の健康保険料率

なぜ都道府県によって健康保険料率が違うの？

都道府県ごとに必要な医療費に差があるからです。
協会けんぽの健康保険料率は、各都道府県の加入者の皆さまの医療費に基づいて算出されています。**大阪支部加入者1人あたりの医療費（年齢調整後）**は、**約18万7千円**と全国平均（約17万8千円）を上回っており、健康保険料率を押し上げる要因の一つとなっています。

健康保険料率の上昇を抑えるには。。。？

約8億円
の医療費が下がると・・・
(加入者1人あたり約230円)

平成31年度の健康保険料率
を0.01%上昇を抑えること
ができます

ジェネリック医薬品への切り替えや健診受診など、加入者お一人おひとりの行動の積み重ねが、皆さまの健康維持と医療費の伸びを抑えることに結び付きます。
ご理解とご協力をお願い申し上げます。

<お問い合わせ先>

全国健康保険協会（協会けんぽ）大阪支部

電話 06-7711-4300（自動音声案内） おかけ間違いにご注意ください

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日・年末年始を除く）

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階

協会けんぽ 大阪 検索

